

**第6回 葛飾区子ども・子育て会議
議事録（要旨）**

日時：平成26年6月27日（金）午後2時00分～

場所：男女平等推進センター 多目的ホール

【出席委員 23名】

村井会長、加藤副会長、浅野委員、阿部（久）委員、井上委員、上田委員、浦岡委員、黒沢委員、篠原委員、鈴木委員、高野委員、田牧委員、南雲委員、信川委員、福島委員、二葉委員、星委員、町山委員、山口委員、谷本委員、廣瀬委員、三浦委員、森田委員

【欠席委員 2名】

阿部（恵）委員、小林委員

【事務局】

子育て支援部長、育成課長、制度改革担当課長、子育て支援課長、保育管理課長、子ども家庭支援課長 ほか担当課職員

次第

議事

- 1 計画骨子（案） <資料1>
- 2 その他

【配付資料】

資料1 : 計画骨子（案）

【議事内容】

会長

- 定刻につき開会する。
傍聴人がいるため、傍聴にあたっての注意事項伝達
- HP掲載のための記録用写真を撮影する旨

会長

- 委員の出席状況等について、事務局に報告を求める。

事務局

- 委員の出欠状況について報告
- 定足数に達しており、会議が成立している旨、報告

会長

- 本日の会議が成立しているため、これより議事を進める。
- 本日は前回までの提供区域や量の見込みの議論から一歩進めて、骨子についての検討となる。前回の会議後、委員の方からも事業の提案をいただいているので、こちらについてもあわせて確認していきたい。
- 事務局に対して資料の確認を求める旨

事務局

- 配布資料確認

議事（1）計画骨子（案）

会長

- これより議事に入る。まずは、計画骨子（案）について事務局より説明を願う。

事務局

- これまで提供区域や量の見込みなど、事業計画の基本的な記載事項について検討してきたところだが、今回は計画書としての構成について骨子として提示しているもの
- 本計画は新法に基づく事業計画であるとともに、次世代育成支援行動計画、児童福祉法にもとづく

市町村整備計画の内容を含めた計画として策定を目指していくもの

- 国の基本指針に掲げられたポイントを踏まえ基本理念を新たに見直すとともに、計画実現に向けた6つの基本目標を設定している
- 基本目標については、国の“すくすくジャパン！”を踏まえ、各目標に“すくすく”というフレーズを反映した。

会長

- 質問、意見などがあるか。

委員

- p. 2の国の基本指針の抜粋の中にある、“すべての構成員”という表現について、もっとスマートな表現はないものか。
- p. 3の基本目標5の“学校”について、学校と表現すると幼稚園、小学校、中学校などの学校教育法に規定される施設に限定されてしまう。幼児教育・保育に関わるすべての施設が含まれるという内容にした方がよいのではないか。

事務局

- “すべての構成員”という表現は国の基本指針案のものであり、区の基本理念においては国の考え方を踏まえて、表現することとなる。
- 学校という表現については、実際に該当する事業の内容なども勘案したうえで検討する。

委員

- 私が違和感を覚えたところは、基本目標にある“すくすく”という表現。すべての基本目標に“すくすく”と表現しないといけないものか。現行計画の“まち”というフレーズはそのようなまちづくりを目指していくということでは理解できるのだが。

委員

- “すくすく”は願いだと思うが、そのようにいかない家庭ではこのような目標をどのように受け取るのかも考慮してかなければならないと思う。できれば“すくすく”というフレーズはとっていただきたい。
- 基本目標2に“親子いっしょに”とあるが、親と子がともに健康になるようなニュアンスのものとして見直していただきたい。
- “子どもの最善の利益”については、子どもの権利条約を踏まえて設定されているものであることについても計画の中で言及していただきたい。
- 新しい基本理念案はわかりにくい。内容的に大きな差異はないので現行計画のものでもよいのではないか。現行計画の基本理念も子どもの最善の利益の実現を目指してよりわかりやすい表現としたものだと思われ、どちらも同じことを言っている。

委員

- 計画のポイントそのものに意味があるわけではなく、どこが子どもの最善の利益を実現するために責任をもって取り組んでいくのかを明確にした方がよいのではないか。基本理念の実現に向けてどのように考えていくのかについてどこかに記載されていてもよいのではないかと思う。
- 基本理念案の主語が不明確ではないかと思う。区が行うのか、区民自身が行うのかがはっきりしていない。責任の所在を明確にするうえでも、主語を明確にするべきだと思う。

事務局

- “すくすく”は制度のキャッチコピーということで基本目標案にも使用していますが、表現については、ご指摘を踏まえて再検討する。
- “親も子も”といった表現の工夫についてはご指摘を踏まえて再検討する。
- 基本理念の主語については、国の基本指針にもあるように子育てについては保護者が第一義的な責任を有することを前提としたうえで、すべての構成員がそれぞれの役割を果たすことを目指すものであることから、保護者、地域社会、葛飾区がそれぞれの立場で取り組むものである。
- 基本理念案のわかりにくさについては表現などをご指摘を踏まえて再度検討する。

委員

- 骨子についてはいつまでに確定させるものなのか。次回の子ども会議での確定となると、落ち着いて考える時間がない。次回の会議で確定しないといけないのか。

事務局

○非常に心苦しいところだが、策定スケジュールがタイトであるため、骨子についてはある程度早い段階で確定し、それに基づいて素案作成の作業を進めていかなければならないと考えている。必ず次回で確定ということではないが、できるだけ早い段階で確定したいと考えている。

会長

○次回はより具体的な内容が記載されたものが提示されるということによろしいか。

事務局

○そのような予定である。

委員

○“親も子も”というようなことだが、最近の健診では、母と子に限らず父親やその他の家族がいることも多くなっている。母子保健についても、家族の健康の推進といった内容で検討していただきたい。

事務局

○基本目標の説明の中にあるおおよその事業内容は基本目標において取り組まれる事業のイメージを伝えるためのもので、それぞれに具体的にどのような事業が実施されるのかについては改めて提示する予定である。

委員

○基本目標はみんながそれに向かって進んでいくためのものではないかと思う。もっと具体的に一人一人が何をしていけばよいのかがわかるようにしていただくとよいのではないかと思う。
○国の指針を踏まえて整理されているが、現在の案では葛飾区らしさを感じない。地域の見守りなど、他とは違う葛飾区らしい方向性を示していくことができるとよいと思う。
○ワークライフバランスは企業への指導やPR以上に具体的に何か効果的な取り組みを行うものなのか。

事務局

○各目標の中で実施する施策や事業を踏まえながら、基本目標についてはより具体的でわかりやすいものとなるように表現を検討していきたい。

委員

○p. 6の推進体制の3と4の項目は計画の実施状況について確認をしていくということだが、区民のニーズに合致しているかどうかについても確認をしていただきたいと思う。実施状況の実績が計画目標の何%を達成しているということだけではなく、満足度や利用状況などについても把握したうえで進捗を評価していただきたい。
○評価で終わるのではなく、それを踏まえて改善をしていくということについても記載していただきたいと思う。

事務局

○進捗評価の体制や仕組みについて今後詳細を検討していきたい。

会長

○計画の改善についてまで子ども・子育て会議で行うものなのか。進捗を評価し改善の提言までは子ども・子育て会議が行うことになるが、計画の改善そのものは葛飾区が行うものと考えられる。

委員

○私も改善については葛飾区において行われるものと理解している。

委員

○子育て支援と少子化対策についてはかかわりが深い。少子化対策においては、これから子どもを産み育てる世代の不安を解消することが重要ではないか。計画骨子をみても子どもを産み育てることへの不安の解消はどこにも触れられていない。子育て支援の1丁目1番地は何より待機児童の解消であり、この解決に向けて何をすべきかについて明確にしていきたい。

委員

○計画のポイントの4番目に“量と質の改善”と挙げられているが、“質の改善”は難しい問題で、そのためどのようなことを行うのかを計画の中に明記できないものかと思った。
○本計画が対象とする子どもの年齢は、後期計画を継承していくとなると、18歳までになると考えてよいのか。基本理念や基本方向をみると、幼児期のことばかりが書かれているように思われる。

事務局

- 子育ての不安の解消に向けて取り組みを整理している計画となるが、よりわかりやすい表現となるように検討していきたい。
- 質的改善については個々の事業の中に具体的な取り組みが記載されていくことになる。
- 現時点では新法に基づく事業計画を中心に取りまとめられている。次世代育成支援行動計画の継承部分については今後示される予定の次世代法に関する国の指針などを踏まえて計画の中に反映していきたい。

会長

- 後期計画のころに比べると、学童保育が6年生まで拡大されるなど、事業の範囲は徐々に拡大しているように思われる。中高生以上を対象とした取り組みの方向性についてはやや漠然としているようにも思うが、今後具体的な事業に沿って検討していきたいと思う。

委員

- 幼稚園では設置基準に制約されてもっと多くの受け入れが実際はできてもそれよりも少ない定員でやっていかざるを得ない面がある。一方、保育園では施設内に園庭がなくても近所の公園を利用することができるなど、基準が緩やかになっています。質的改善を進めていくためにはサービスの水準が等しく高まるように、細かいところまで掘り下げて取り組んでいただきたいと思います。
- 別紙に“第2号の教育は幼稚園により確保”とあるが、教育という言葉で表現されている内容についても一度確認をしていただきたい。
- 幼稚園・保育所・小学校の連携会議というものが始まっているが、この子ども会議については就学前の子どもと学童までの子どもの教育・保育をどうするかということを対象にしているものと認識している。

事務局

- 設置基準については認可権者の東京都の方が検討していくこととなる。区としてはその範囲をこえたことについて関与できない部分があるが、事業として質の改善に向けてできることについては計画に盛り込んでいきたい。
- 別紙の“教育”については、これまで議論していただいた通り、量を見込むための区分としてのものであり、教育を切り離して何かを進めていくというようなことではない。
- 幼稚園・保育所・小学校の連携等については今後の参考意見をいただいたものとさせていただきたい。

会長

- 現時点では計画の枠組みを提示していただいたという段階なので、次回以降の子ども・子育て会議において具体的な記載のあるたたき台に基づいた議論をしていきたいと思う。
- 引き続き、委員の方から新規事業の提案をいただいているので、その内容について説明をお願いします。

委員

- 新規事業提案①にもとづいて、虐待ハイリスク児童の調査事業～要保護児童対策協議会による児童虐待防止の広報活動までの8つの事業について概要とその背景等について説明。

委員

- 新規事業提案②にもとづいて、育児支援ガイドブックの紹介と活用～ホームスタートの本事業化までの4つの事業の概要とその背景について説明。
- 計画策定後の子ども会議の開催について、最低でも年2回開催するように提案

事務局

- 虐待ハイリスク児の把握については、現状では通報に基づいて行われている。
- 緊急時の子育てサポートのネットワークということに関しては、児童養護施設等をお願いしている状況にある。手続きの簡便化という点については小さな子どもを預かるという点からある程度の確認手続きは欠かせないものと考えている。
- 24時間対応の子育て相談ホットラインについては、現在は24時間ではないものの、区や東京都において夜間まで対応する相談窓口を開設して対応している。
- 要保護児童対策という点については、先般の事件を受け、区と警察機関との連携・情報共有を強化しているところであり、すでに警察からの情報提供を受けて虐待事案の確認を実施している。要保護

児童対策協議会の活動に関する広報活動については機会をとらえて行っているところである。

○育児支援ガイドブックは妊娠された時点で配布しており、配布に際しては、中身を開いて内容を確認するなどの工夫をしている。健診の際に紹介はしていないが、育児学級等ではガイドブックを活用している。また、こんにちは赤ちゃん訪問事業においてはガイドブックの紹介もしている。妊娠中、子育て中の家庭の転入時にはガイドブックを配布しているが、転入後でも、予防接種の際や希望がある場合にはいつでも配布している。

○育児支援ガイドブックについては、公の情報を提供するツールとしてとらえており、今のところ保護者に対するヒアリングなどは行っていない。ただし、健診の際に保護者に対するアンケートなどを行っており、3～4割の保護者は育児支援ガイドブックを目にしている・利用しているという状況は把握している。

○子育てコンシェルジュについては、現状でも区の窓口では様々な相談や情報提供を行っている。また、子育てひろばでも子育て相談に対応しています。ただし、コンシェルジュのように専門スタッフがいるわけではなく、対応するスタッフによる差はある。

○子ども向け広報については、子ども自身が相談できる窓口が区に設置されており、東京都では24時間対応のいじめ相談窓口が開設されている。

○経済的な理由による就学支援ということでは、区、東京都、社会福祉協議会、そのほかの各種団体において、様々な就学援助が実施されている。

○子育てモニターというようなものはないが、区の施策への要望についてはメールや投書などでいつでも要望を伝えることができるようになってきている。保育施設の質の向上という点については、現在も第三者による事業評価を実施し、事業に反映している状況にある。

委員

○計画骨子（案）のp. 2にある、“地域や社会が保護者に寄り添い”について、具体的な例があれば教えていただきたい。

事務局

○文言そのものは国の基本指針のもので、計画全体の取り組みの方向性についてまとめられてものである。区の計画においてこのような文言をそのまま記載していくのか、国の指針のポイントを踏まえ、それを満たすような具体的な事業の内容に基づいて整理するのは今後計画に記載する具体的な内容が整理されたところで再度検討していきたい。

委員

○子どもに対して自分の親がいかに偉大であるかということを知っていただくべきではないかと思う。自分の母親が貴いということを知っている他者が教えていかなければ、母親自身は子どもにそのようなことを教えることができない。母親は偉大であり、貴いものであると外部から継続的に教えていくことで、意識の醸成が図られるものと思われる。

会長

○どの親も一生懸命に子育てに取り組んでいる。このことは他者が子どもに教えることで、子どもにも、また親自身にも伝わるのではないかと思う。

委員

○子育てがうまくできていないことについては、昔であれば周囲が叱ったり注意したりすることで改善が図られていたが、近年は他者を叱ることが難しい。そこで反対によいところをほめていくことでよりよい子育て環境が整っていくのではないかと思われる。

委員

○この子ども会議は何のために開催されるものなのかについてあらためて考えてしまう。政府は保育量の不足解消を最大の課題と考えている。この骨子案に記載されていることも当たり前のことばかりで、当たり前に子育てができない親をどうするかという視点が欠けているように思われる。近年、親になり切れない親というものが増えており、子どもが親を見限って自分で施設への入所を希望するといったケースも出てきている。親が親らしく子育てできることは理想ではあるが、それができない親をどうすればいいのか。親だけで子育てしていくことは難しい。親としての役割を放棄した家庭における子育てはどうしていくのか。母子家庭の貧困も大きな課題である。こうした当たり前に子育てができない家庭の支えとなるために子ども会議の議論がどのようにつながっていくのかがよくわからない部分もある。テーマが広く、どんどん広がっていくが、この会議はやはり待機児童対策を中心にし

たものとして、ある程度テーマを絞っていくべきものなのではないか。

会長

○時間となってしまう申し訳ない。委員からのご意見についてはいったん事務局で引き取ってもらい、次回以降に何らかの回答をしていただく形にさせていただきます。

事務局

○本計画は法定の計画であるので、その範囲内でできることなどを精査して次回以降に提示させていただきます。

議事（２）その他

会長

○その他のことについて事務局より資料説明をお願いします。

事務局

○資料３について説明。妊婦・助産師に対するグループヒアリング結果について説明。

事務局

○次回の子ども・子育て会議については7/31（木）、14：00～、ウイメンズパルでの開催を予定している。8月は8/18（月）、14：00～、健康プラザかつしかでの開催を予定している。詳細についてはおっ
て書面でご案内する。

○広報活動の強化の一環として、本計画の策定経過をHPで紹介するとともに、広報でのコラムの連載、かつしかFMでの情報提供などを行っている。

会長

○本日の会議はこれで閉会とする。